

定 款

日本コンピュータ・ダイナミクス株式会社

定 款

第 1 章 総 則

(商 号)

第 1 条 当会社は日本コンピュータ・ダイナミクス株式会社と称し、英文では Nippon Computer Dynamics Co., Ltd. と表示する。

(目 的)

第 2 条 当会社は次の事業を営むことを目的とする。

1. コンピュータシステムの導入、設計、製造に関するコンサルティング
2. コンピュータシステムの開発、メンテナンス、運用管理
3. コンピュータソフトウェアパッケージの開発及び販売
4. コンピュータ及びその周辺機器の販売
5. コンピュータの利用に関する技術支援サービス
6. インターネットを利用した各種情報処理提供サービス業及び広告代理店業
7. 自転車駐車場の経営並びに設備機器及び関連システムの開発、販売、運用
8. 自転車並びにそれらの部品及び関連商品の販売及び修理
9. 上記事業に付随する飲食店、コインランドリー、各種遊戯施設等の経営
10. 建築工事及び土木工事の請負
11. 古物営業法に基づく古物の売買
12. 労働者派遣事業
13. 前各号に関連する一切の業務

(本店所在地)

第 3 条 当会社は本店を東京都品川区に置く。

(機 関)

第 4 条 当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

- ① 取締役会
- ② 監査等委員会
- ③ 会計監査人

(公告方法)

第 5 条 1. 当会社の公告は、電子公告によりこれを行う。
2. やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、日本経済新聞に掲載してこれを行う。

第 2 章 株 式

(発行可能株式総数)

第 6 条 当会社の発行可能株式総数は 1 4, 0 0 0, 0 0 0 株とする。

(自己株式の取得)

第 7 条 当会社は、取締役会の決議によって、市場取引等により自己株式を取得することができる。

(単元株式数)

第 8 条 当会社の単元株式数は 1 0 0 株とする。

(単元未満株主の権利制限)

第 9 条 当会社の単元未満株主は、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- ① 会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利
- ② 取得請求権付株式の取得を請求する権利
- ③ 募集株式又は募集新株予約権の割当を受ける権利

(株主名簿管理人)

第 10 条 1. 当会社は、株主名簿管理人を置く。

2. 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議により選定し、公告する。

(株式取扱規程)

第 11 条 株主名簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、単元未満株式の買取り、その他株式又は新株予約権に関する取扱い及び手数料、株主の権利行使に際しての手続き等については、法令又は定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

(基準日)

第 12 条 1. 当会社は、毎年 3 月 31 日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

2. 前項のほか、必要がある場合は、取締役会の決議により、あらかじめ公告して、一定日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者をもって、権利を行使することができる株主又は登録株式質権者とすることができます。

第 3 章 株 主 総 会

(招集の時期)

第 13 条 当会社の定時株主総会は毎年 6 月に招集し、臨時株主総会は必要がある場合にこれを招集する。

(招集権者及び議長)

第 14 条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により、取締役

社長がこれを招集し、その議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。

(電子提供措置等)

- 第15条 1. 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。
2. 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(決議の方法)

- 第16条 1. 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもってこれを行う。
2. 会社法第309条第2項の定めによる決議は、定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもってこれを行う。

(議決権の代理行使)

- 第17条 1. 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、議決権を行使することができる。
2. 前項の場合には、株主または代理人は代理権を証明する書面を、株主総会ごとに当会社に提出しなければならない。

(議事録)

- 第18条 株主総会の議事は、その経過の要領及び結果並びにその他法令に定める事項を議事録に記載または記録する。

第 4 章 取締役及び取締役会

(取締役の員数)

- 第19条 1. 当会社の取締役（監査等委員である取締役を除く）は、7名以内とする。
2. 当会社の監査等委員である取締役は、4名以内とする。

(取締役の選任)

- 第20条 1. 取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。
2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
3. 取締役の選任決議は、累積投票によらない。

(取締役の任期)

- 第21条 1. 取締役（監査等委員である取締役を除く）の任期は、選任後1年以内に終了する事

業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2. 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。
3. 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

(取締役会の招集権者及び議長)

第22条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、その議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。

(取締役会の招集通知)

第23条 取締役会の招集通知は、各取締役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合にはこの期間を短縮することができる。

(取締役会の決議の方法)

第24条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもってこれを行う。

(取締役会の決議の省略)

第25条 当会社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面又は電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があつたものとみなす。

(重要な業務執行の委任)

第26条 当会社は、会社法第399条の13第6項の定めるところに従い、取締役会の決議をもって、同条第5項各号に定める事項以外の重要な業務執行の決定の全部又は一部の決定を取締役に委任することができる。

(役付取締役及び代表取締役)

第27条 1. 取締役会の決議により、取締役（監査等委員である取締役を除く）の中から取締役社長1名を選定し、必要に応じて取締役会長、取締役副会長、取締役副社長、取締役相談役、専務取締役及び常務取締役各若干名を選定することができる。
2. 取締役会の決議により、前項の役付取締役の中から、当会社を代表する取締役を選定する。

(取締役会規程)

第28条 取締役会に関する事項は、法令又は定款に別段の定めがあるもののほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(取締役会の議事録)

第29条 取締役会の議事は、その経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項を議事録に記載または記録し、出席した取締役がこれに記名押印または電子署名する。

(取締役の報酬等)

第30条 取締役の報酬等は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第31条 1. 当会社は、取締役会の決議によって、取締役（取締役であった者を含む）の会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

2. 当会社は、取締役（業務執行取締役等である者を除く）との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額とする。

第 5 章 監査等委員会

(監査等委員会の権限)

第32条 監査等委員会は、法令に定めのある事項を決定するほか、その職務遂行のために必要な権限を行使する。

(監査等委員会の招集通知)

第33条 監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

(監査等委員会規程)

第34条 監査等委員会に関する事項については、法令又は定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。

第 6 章 会計監査人

(会計監査人の選任)

第35条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

(会計監査人の任期)

第36条 1. 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2. 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がなされなかつたときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(会計監査人の報酬等)

第37条 会計監査人の報酬等は、法令の定めるところによる。

第 7 章 計 算

(事業年度)

第38条 当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月末日までとする。

(剰余金の配当等の決定機関)

第39条 当会社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議により定める。

(剰余金の配当の基準日)

第40条 1. 当会社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。
2. 当会社の中間配当の基準日は、毎年9月30日とする。
3. 前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

(配当金の除斥期間)

第41条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れる。

昭和42年 3月16日 制定
昭和50年 5月15日 改正
昭和52年 5月27日
昭和57年 5月25日
昭和59年 5月23日
昭和60年 3月 1日
昭和60年 7月17日
昭和63年 7月25日
平成 元年 7月26日
平成 2年 7月30日
平成 6年 6月17日
平成 6年 8月 1日
平成 8年 6月20日
平成10年 6月19日
平成11年 6月23日
平成12年 6月14日
平成12年 7月 1日
平成13年 6月21日
平成14年 6月22日
平成15年 6月24日
平成16年 6月24日
平成16年 8月23日
平成18年 6月23日
平成19年 6月21日
平成21年 6月24日
平成21年 7月 1日
平成22年 6月24日
平成24年 6月22日
平成25年 6月25日
平成27年 6月24日
平成28年 6月24日
平成29年 6月23日
平成30年 6月22日
令和 4年 6月28日